



島根県報

平成26年3月18日（火）

第2,580号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	(食料安全推進課)	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	(〃)	5
換地処分	(農 村 整 備 課)	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	6

【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	(中 小 企 業 課)	6
平成26年度前期技能検定試験の実施	(雇 用 政 策 課)	7
平成26年度技能検定試験の実施	(〃)	10
基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	11
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	(河 川 課)	12

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則		12
------------------------	--	----

告 示

島根県告示第145号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、奥出雲町及び吉賀町	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
				2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ツベルクリン皮内注射法	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、奥出雲町及び吉賀町	2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域
				2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	

<p>ヨーネ病検査</p>	<p>ヨーネ病の発生 予防</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している雌 牛及びこれらと同一施設内 で飼育している生後6ヶ月 を経過した牛のうち、家畜 保健衛生所長が必要と認め る牛 2 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している 雄牛及びこれらと同一施設 内で飼育している生後6ヶ 月を経過した牛のうち、家 畜保健衛生所長が必要と認 める牛 3 発生地域の牛及び汚染地 域からの導入牛並びにこれ らとの同居牛で家畜保健衛 生所長が必要と認める牛 4 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜</p>	<p>スクリーニン グ法又はリア ルタイムPCR 法による検 査とし、必要 に応じてヨー ニン検査、エ ライザ法によ る検査、補体 結合反応検査 又は細菌検査 とする。</p>	<p>1 松江市（旧松江 市及び旧宍道町の 区域に限る。）、 大田市（旧大田市 の区域に限 る。）、安来市 （旧伯太町の区域 に限る。）、雲南 市、奥出雲町及び 吉賀町 2 から4まで 当該 家畜の所在地を管 轄する家畜保健衛 生所長が指定する 区域</p>	
<p>牛海綿状脳症 検査</p>	<p>牛海綿状脳症の 発生状況及び動 向把握</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法 （平成14年法律第70号）第6 条第1項の規定による届出対 象となる牛（牛海綿状脳症対 策特別措置法施行規則（平成 14年農林水産省令第58号）第 4条の規定に該当する場合を 除く。）</p>	<p>エライザ法</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで</p>
<p>アカバネ病検 査</p>	<p>牛のアカバネ病 の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成26年4月1 日から平成27年</p>
<p>チュウザン病 検査</p>	<p>牛のチュウザン 病の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>3月31日までの 間において当該</p>
<p>アイノウイル ス感染症検査</p>	<p>牛のアイノウイ ルス感染症の発 生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>家畜の所在地を 管轄する家畜保 健衛生所長が指</p>
<p>イバラキ病検 査</p>	<p>牛のイバラキ病 の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>定する日</p>
<p>牛流行熱検査</p>	<p>牛の牛流行熱の 発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	
<p>伝達性海綿状 脳症検査</p>	<p>めん羊及び山羊 の伝達性海綿状 脳症の発生状況</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認 めるめん羊及び山羊</p>	<p>ウエスタンブ ロット法</p>	<p>県下全域</p>	

	及び動向把握			
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬		
		3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬		
		4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬		
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域

島根県告示第146号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^{えんじゆ} 予防注射	牛の炭疽 ^{えんじゆ} の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年3月4日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（梅木原工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県告示第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年3月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン出雲食品館 島根県出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 56台

(変更後) 62台（建物西側部分の駐輪場を建物南側へ移設）

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所（建物敷地西側出入口が1箇所減少）

(変更後) 3箇所（隣接敷地北東側に1箇所増加）

- (4) 変更の年月日
- (3)ア 平成26年11月6日
- (3)イ 平成26年3月6日
- 2 届出年月日
- 平成26年3月5日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
- 出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
- 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり公告し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
- 西郷都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- 隠岐の島町港町、中町、東町、西町、栄町及び東郷地内
- 3 縦覧場所
- 島根県土木部都市計画課

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
----	-----	-----	------

25-2	株式会社紅花組	島根県松江市島根町野波395	平成26年2月28日 ～ 平成27年2月27日
------	---------	----------------	-------------------------------

平成26年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業、加熱ペイントマシンマーカーク工事業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成26年7月20日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月4日（水）から同年8月10日（日）までの間、その他の職種については平成26年6月4日（水）から同年9月9日（火）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成26年8月24日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成26年8月31日（日）
鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成26年9月7日（日）

イ 3級

職 種	学 科 試 験 日
造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成26年7月20日（日）
金属熱処理	平成26年8月24日（日）

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	平成26年8月24日（日）
路面標示施工	平成26年9月7日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成26年5月28日（水）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成26年4月7日（月）から同月18日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月18日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
婦人子供服製造	14,900円	

イ アにかかわらず、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講している者、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講している者（就職している者を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専修学校又は各種学校に在学する者その他知事が認める者に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	11,900円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の受検番号は、平成26年7月20日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月22日（金）に、その他の職種については同年10月3日（金）に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成26年7月20日（日）に学科試

験を実施する職種については同年8月下旬に、その他の職種については同年10月上旬に書面で通知する。

- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

平成26年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については同条第5項の規定により、基礎2級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎1級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎2級技能検定については規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	17,900円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

係留施設（その他附属物含む。） 3基

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川において、出雲市大社町杵築南地内

(2) 日時

平成26年2月21日9時25分から同日10時20分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成26年2月21日 10時50分

(2) 場所

県道斐川出雲大社線 北神立橋 斐川町側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表警察の部警察本部の項中	「	部長 首席監察官 参事官 課長 室長（課に置 かれた室を除 く。） 監察官 監査官 調査官	を	「	部長 首席監察官 参事官 課長 室長（課に置 かれた室を除 く。） 監察官 監査官 調査官 所長（科学捜 査研究所に限 る。）	に改め、同部警察機動隊の項中
	」	」	」	」		

「	副隊長 指導官	を	「	副隊長 隊長補佐 指導官	に改める。
」	副隊長 指導官	」	」	副隊長 隊長補佐 指導官	」

附 則

この細則は、平成26年3月24日から施行する。